

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	道路管理課
契約締結年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契約者名	公益財団法人日本道路交通情報センター 理事長
契約名	道路交通情報収集提供業務に関する委託契約
契約金額 (税込み)	16,208,500円
随意契約理由	<p>道路・交通情報収集提供業務については、道路利用者の安全と利便を図るため情報の提供を行うものであり、道路管理業務の一部とされている公共性の高い業務である。</p> <p>道路は全国をネットワークする施設であることから、当該情報収集・提供を個々の道路管理者単独で行う方法では、道路利用者に対して十分な情報を提供していくことは困難であり、道路利用者への正確かつ迅速な情報提供を行うためには、一元的かつ広域的な体制で行う必要がある。</p> <p>日本道路交通情報センターは、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報の収集、提供並びに調査、研究を行い、事故及び災害の防止並びに道路交通の安全と円滑化に寄与し、もって公共の福祉の増進と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とし、昭和 45 年に設立された公益財団法人で、道路・交通情報を一元的に提供できる全国唯一の団体であり、他に代替機関が存在しない。このため、他の地方公共団体等でも業務委託契約を締結しているところであり、本県としても継続して委託することが、道路利用者の利便性や安全性の確保に資するものである。</p> <p>以上のことから、当該業務は日本道路交通情報センター以外に適切な業者はいない。よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を締結することとしたい。</p>
随意契約の適用条項	<p><u>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項</u></p> <p>第 2 号 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき</p>